

身体障害者手帳

療育手帳(みどりの手帳)

精神障害者保健福祉手帳

ご存じですか

障害者への手帳の制度

障害を要件として交付される手帳には、次の3種類があります。手帳は本人または保護者などからの申請で交付され、障害の内容・程度により医療的・経済的・社会的なさまざまなサービスが受けられます。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める程度の障害があるかたに交付されます。

対象となる障害

視覚障害 聴覚または平衡機能障害 音声言語またはしゃく機能障害 肢体不自由 内部障害(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障害) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 障害の程度により1級〜6級(重度 軽度)に区分されます

受けられる主なサービス

心身障害者医療費助成(1〜3級) 障害者手当(1・2級および3級の未成年者) 身体障害者の失われた部位や障害のある部分を補つ器具類の交付・修理 在宅重度障害者の日常生活を容易にするための用具類の給付・貸与 おむつの給付 入浴サービスなど(重度障害者) ヘルパー派遣などの人的援助(重度障害者) 施設への入所 ショートステイ、デイサービスなど タクシー利

用料金助成などの外出援助(重度障害者および高齢障害者) 税金の控除や減免 公共料金の割引など

手帳の交付に必要な手続き

障害別に都道府県知事の指定を受けた医師が作成した、所定の診断書(障害者福祉課に用意)と認め印を持参し、申請してください。 県で書類審査のうえ、約2か月で手帳が交付されます

療育手帳(みどりの手帳)

知的発達遅れのあるかたに交付されます。手帳は発達(知能)測定値、社会性、基本的生活などが年齢に応じて総合的に判断され、その程度によりA・A・B・C(重度 軽度)に区分されます。

受けられる主なサービス

心身障害者医療費助成(A〜B) 障害者手当(A・AおよびBの未成年者) おむつの給付、配食サービスなど ヘルパー派遣などの人的援助 施設への入所やショートステイ

レスパイトサービスなど タクシー 利用料金助成または自動車燃料助成(A・A) 税金の控除や減免 公共料金の割引など

手帳の交付に必要な手続き

障害者福祉課に、対象者の発達の様子の分かるかたが印鑑と母子手帳などを持ってお越しください。交付申請書に記入していただき、誕生から現在までの発達の様子を伺います。交付申請書と伺った内容は、市から児童相談所(18歳未満)または知的障害者更生相談所(18歳以上)に送られます。後日、相談所に直接判定を受けに行ってください。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に定める程度の精神障害のかたに交付されます。精神障害のために長期にわたり日常生活や社会生活に制約があり、障害の程度が年金等級表に合わせて評価できる状態または精神障害を支給事由とする年金給付を受けているかたが対象となります。(1級〜3級)

受けられる主なサービス

通院医療費公費負担制度が手帳の提示で利用できる 障害者手当(1級) 税金の控除・減免や一部公共施設の利用料の減免 狭山市福祉備

ご注意を

障害者手帳の制度と障害年金の制度との直接的なつながりはありません。障害年金については、国民年金は市保険年金課(内線1054)へ、厚生年金は所沢社会保険事務所(☎998-0100)へご相談ください。

介護保険対象者で、手帳によるサービスと介護保険のサービスが共通する場合は、介護保険でサービスを受けていただくこととなります。

環バスの特別乗車証の交付 プライバシーに配慮し写真を添付しないため、公共交通機関の運賃割り引きはありません

手帳の交付に必要な手続き

申請書に、精神障害者保健福祉手帳用の診断書(初診日より6か月以上経過したもの)を添えて、狭山保健所に申請してください。精神障害を支給事由とする年金を受けているかたは、診断書の代わりに年金証書と直近の振込通知書の写しで申請することができます。また、通院医療費公費負担制度の申請も同時にすることが出来ます。

問い合わせ身体障害者手帳と療育手帳は市・障害者福祉課(内線1591、精神障害者保健福祉手帳は狭山保健所へ☎954・6212